

狭山市立第一学校給食センター更新事業

実施方針

平成19年 1月

(平成19年4月20日変更)

狭 山 市

1. 特定事業の選定に関する事項

1-1 事業内容に関する事項

(1) 事業の目的

狭山市では、第一及び第二の2つの学校給食センターで、市立の全ての小・中学校、27校に給食を提供している。これらの学校給食センターは、老朽化の進行とともに、新しい衛生管理基準への適合など衛生管理面の強化といった諸課題を抱えている。

そこで、本事業では、2つの学校給食センターのうち第一学校給食センターの更新を実施するものであり、平成17年5月に策定した「狭山市立第一学校給食センター更新事業基本計画」に従い、新たな学校給食センターを2箇所分散配置するものである。

また、本施設の整備方法は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づくものとし、本施設の設計、建設、維持管理及び運営の一部の業務を長期に、かつ、一体的に民間事業者委ねることとする。

施設整備では安全管理や衛生管理面に特に配慮し、さらに時代に合った食文化の継承や効果的な健康教育・食育等のニーズにも対応できる施設とし、長期に亘って安全でおいしい給食を提供するとともに、良好な施設の維持管理等、長期的な観点での給食の質の確保と整備運営コストの縮減を本事業の目的とする。

(2) 本事業の基本理念

本事業は、新たに4,500食及び3,500食規模の学校給食センターを整備し、その事業期間内において施設の維持管理及び運営を行うもので、以下に示す基本コンセプトを十分に踏まえ、事業を実施するものとする。

HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）の概念を採り入れ、衛生管理を徹底し、安全な給食を提供する。

適切な調理設備や作業空間を有する整備計画とし、衛生的かつ効率的な作業空間を確保する。

児童・生徒の知育、徳育、体育の基礎となる食育の推進の場を実現する。

近年増加傾向にある食物アレルギーを持つ児童生徒に対する給食の提供にも対応しうる機能・設備等を兼ね備えた施設とし、これに応じた業務システムの構築に取り組む。

新エネルギーの利用等、省エネルギー設備の導入や生ごみの減量化・再資源化への対応など環境負荷の低減に取り組む。

(3) 事業名称

「狭山市立第一学校給食センター更新事業」

(4) 公共施設等の管理者等の名称

狭山市長 仲川 幸成

(5) 事業の内容

事業用地

ア、入間川中学校地内

事業用地：狭山市鶴ノ木 6-46

敷地面積：約 3,883 m²

イ、柏原小学校地内

事業用地：狭山市柏原 1141

敷地面積：約 2,988 m²

施設概要

供給能力：ア、入間川中学校に置かれる新給食センター（以下「入間川給食センター」という。）4,500 食/日規模

イ、柏原小学校に置かれる新給食センター（以下「柏原給食センター」という。）3,500 食/日規模

事業方式

本事業は、公共施設の管理者である本市が事業者と締結する本事業の実施に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が、本施設の設計・建設・工事監理業務を行い、本市に所有権を譲渡した後、事業契約により締結された契約書（以下「事業契約書」という。）に定める事業期間中、維持管理・運営業務を遂行する方式（BTO: Build Transfer Operate）により実施する。

事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日より平成 36 年 3 月末までとする。

事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、当該施設から速やかに退去する。

(6) 事業範囲

事業者が行う事業範囲は、以下のとおりである。

1) 設計業務

事前調査業務（現況測量、地盤調査、土壌調査及び振動測定等）

施設等の設計業務（柏原給食センターの築山移設等基本設計は、本市が実施する。）

電波障害調査業務

本施設整備に伴う各種申請等の業務
その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

2) 建設・工事監理業務

本施設の建設業務（柏原給食センターの築山移設等の関連工事を含む。）
本施設の工事監理業務
什器・備品等設置業務
近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査を含む。）
電波障害対策業務
所有権設定に係る業務
その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

3) 厨房機器・食器等の調達及び設置業務

厨房機器等の調達及び設置業務
食器類・食缶等の調達業務
その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

4) 維持管理業務

建築物保守管理業務
建築設備・厨房機器等保守管理業務
什器・備品等保守管理業務
食器類・食缶等の更新業務
外構等維持管理業務
環境衛生・清掃業務
警備保安業務
長期修繕計画作成業務
その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

5) 運營業務

給食調理業務
給食配送・回収業務
洗浄・残滓処理等業務
その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

維持管理及び運營業務に係る光熱水費は、本市が実費を負担する。建築物、建築設備等に係る大規模修繕については、本市が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲から外すものとする（ここで

いう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成5年版）の記述に準ずる。））。

運営に関して本市が実施する主な業務は、以下のとおり。

提供食数の決定

献立作成業務

食材調達業務

検収業務

検食業務

配送校内での配膳（給食配膳員を各校2～3名配置）

給食費の徴収管理

配送校の変更等による食数調整

(7) 事業者の収入

本市は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価を、本施設の整備完了後、運用開始から事業期間終了時までの間、一時に又は定期的に支払う。サービスの対価は、事業者が実施する施設整備の対価、維持管理業務及び運營業務の対価からなる。

具体的な本事業における事業者の収入は、以下のとおりとする。

市は、事業者が実施する施設の建設への対価の一部であって、あらかじめ定める額を建設一時支払金として、施設整備完了後、事業者を支払う。

市は、事業者が実施する施設の設計、建設及び開業準備への対価について、前記の建設一時支払金を控除した額であって、あらかじめ定める額を割賦料として、建設一時支払金の支払年度（運営開始年度）の翌年度から事業期間中、事業者を支払う。この額は、各回の支払いにおいて同額とする。

なお、提案から竣工日（基準金利決定日は、施設引渡し日の2営業日前とする。）までの金利変動については、これを勘案して割賦料の額を改定する。

市は、事業者が実施する施設の維持管理及び運営の対価を、委託料として運営期間に亘って事業者を支払う。委託料は、急激な物価変動に伴い、当該維持管理及び運営の費用に増減があったときは、改定する。また、委託料は、固定料金と変動料金で構成するものとする。

固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備・保安、車両調達及び提供食数の変動に関係なく生じる人件費等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、残滓処理費等に係る費用が含まれることを想定している。

本市は、事業者の提供する本事業のサービスが本市が定める要求水準を下回った場合には、サービスの対価を減額することがある。支払いの方法及び減額規定の詳細に

については、入札説明書等において明示し、事業契約書において定める。

(8) 事業スケジュール(予定)

- ・ 事業契約の締結時期 平成 19 年 12 月
- ・ 事業期間 事業契約締結日～平成 36 年 3 月末日
- ・ 設計・建設期間 事業契約締結日～平成 21 年 6 月末日
- ・ 運用開始日 平成 21 年 9 月 1 日
- ・ 維持管理期間 施設引渡し日～平成 36 年 3 月末日
- ・ 運営期間 運用開始日～平成 36 年 3 月末日

(9) 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、PFI 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成 12 年総理府告示第 11 号。以下「基本方針」という。)並びに地方自治法のほか、以下に掲げる関連の各種法令(当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。)を遵守するとともに、要綱・各種基準(最新版)については、適宜参考にすること。

なお、記載のない各種関連法令等についても、適宜参考にすること。

【法令・条例等】

建築基準法

都市計画法

消防法

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

水道法、下水道法、水質汚濁防止法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

大気汚染防止法、悪臭防止法

建築物における衛生的環境の確保に関する法律

地球温暖化対策の推進に関する法律

エネルギーの使用の合理化に関する法律

騒音規制法、振動規制法

学校給食法、学校保健法、食品衛生法

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

警備業法、労働安全衛生法その他各種のビル管理法律

建設業法その他各種の建築関係資格法律及び労働関係法律

条例

- i) 埼玉県建築基準法施行条例
- ii) 埼玉県景観条例
- iii) 埼玉県環境基本条例
- iv) 埼玉県生活環境保全条例
- v) 埼玉県福祉のまちづくり条例
- vi) 狭山市火災予防条例
- vii) 狭山市環境基本条例
- viii) 狭山市緑化推進及び緑地保全に関する条例
- ix) 狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例
- x) 狭山市文化財保護条例
- xi) 狭山市水道事業給水条例
- xii) 狭山市下水道条例
- xiii) 狭山市個人情報保護条例、狭山市情報公開条例

その他関連法令、条例等

【要綱・各種基準等】

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
 建築工事監理指針
 電気設備工事監理指針
 機械設備工事監理指針
 建築工事安全施工技術指針
 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
 建設副産物適正処理推進要綱
 ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン
 学校給食衛生管理の基準（文部科学省）
 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）
 集団給食施設の衛生確保に関する要綱（厚生労働省）
 弁当及びそうざいの衛生規範について（昭和54年6月29日 環食第161号）
 学校環境衛生の基準
 狭山市環境基本計画
 狭山市福祉環境整備要綱
 狭山市開発指導要綱
 その他の関連要綱及び各種基準

1-2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 特定事業選定の基本的考え方

本事業を PFI 手法により実施することにより、サービスが同一の水準にある場合において、従来の手法により実施した場合と比較して、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できる場合、又は財政負担が同一の水準である場合において、サービスの水準の向上を期待できる場合に、PFI 法第 6 条に基づく特定事業として選定する。

(2) 特定事業選定の手順

本市の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

本市が提供を受けるサービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 特定事業の選定結果の公表

前号に基づいて本事業を特定事業と選定した場合は、その判断の結果を、評価の内容と合わせ、公告その他の手続きをもって速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業としての選定を行わないこととしたときにも、同様に公表する。

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2-1 募集及び選定の方法

本事業では、施設整備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定に当たっては、民間のノウハウや創意工夫を総合的に評価して選定することが必要である。従って、事業者の選定方法は、サービスの対価の額に加え、施設整備に関する能力、維持管理に関する能力、運営に関する能力及び事業の継続性・安定性等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

2-2 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日 程	スケジュール
平成19年2月2日	実施方針に関する説明会
～平成19年2月9日	実施方針等に関する質問及び意見の受付締切
平成19年2月20日	実施方針等に関する質問及び意見への回答
平成19年2月下旬	特定事業の選定、公表
平成19年4月中旬	入札説明書の公表
平成19年4月下旬	入札説明書に関する説明会
～平成19年5月初旬	入札説明書等に関する第1回質問受付締切
平成19年5月下旬	入札説明書等に関する第1回質問への回答
平成19年6月上旬	入札説明書等に関する第2回質問受付締切
平成19年6月中旬	入札説明書等に関する第2回質問への回答
平成19年8月中旬	資格審査書類、入札及び提案審査書類の受付締切
平成19年10月初旬	落札者の決定、公表
平成19年11月初旬	仮契約の締結
平成19年12月	事業契約締結

(2) 事業者の募集手続等

1) 実施方針に関する説明会

民間事業者に本事業への参加を求めるため、実施方針に関する説明会を開催し、事業の内容、事業者の募集及び選定に関する事項等に関し説明を行う。

- ・ 日 時：平成19年2月2日（金）午後2時～午後4時
- ・ 場 所：狭山市第二環境センター
- ・ 住 所：狭山市稲荷山1 12 1
- ・ 事前申込：不要。ただし、1社当たりの出席人数を制限することがある。

なお、説明会での実施方針の配布は行わない。

2) 実施方針等への質問及び意見の受付

実施方針等に関する質問及び意見を、次のとおり受け付ける。

受付期間：平成 19 年 2 月 2 日（金）～2 月 9 日（金）

受付方法：様式 1 に必要事項を記載の上、8-3 記載の問合せ先に持参、ファクシミリ又は E メールにより提出すること。

3) 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書は希望者に対し、平成 19 年 2 月 20 日（火）午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時、狭山市教育委員会教育総務課において配布する。また、狭山市公式ホームページ上においても、同日から回答書を公開する。

4) 特定事業の選定及び公表

実施方針等に関する質問及び意見を踏まえ、特定事業の選定を行った場合は、平成 19 年 2 月下旬頃、狭山市公式ホームページ上で公表する。

5) 入札説明書の公表及び配布並びに入札説明書に関する説明会の開催

特定事業の選定を踏まえ、平成 19 年 4 月中旬頃に、入札説明書等を公告し、狭山市公式ホームページ上で公表するとともに、関係書類を狭山市教育委員会教育総務課において配布する。また、平成 19 年 4 月下旬頃、その説明会を開催する。

6) 入札説明書等に関する質問の受付及び公表

入札説明書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

受付期間：入札説明書等公表の日から 6 月上旬頃まで

受付方法：8-3 記載の問合わせ先に、原則 E メールにより提出すること。

質問回答：質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書において示す。

7) 入札及び提案書の受付

本事業に関する入札書類及び事業計画等の提案内容を記載した提案書類を平成 19 年 8 月初旬に受け付ける。

入札の場所及び提案に必要な書類は、入札説明書において提示する。

(3) 選定結果の公表

審査及び選定の結果については、公告及び狭山市公式ホームページ上で公表する。

(4) 落札者を決定しない場合

本市は、事業者の募集、審査及び落札者の選定において、入札参加者がいない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

(5) 事業契約の締結

本市は、落札者が設立した本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）と仮契約を締結し、狭山市議会の議決を経た後、事業契約を締結するものとする。

2-3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者は、複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）又は単独企業（以下「入札参加企業」という。）とする。複数の企業のグループにより構成される場合は、入札参加グループの代表企業（以下「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下「構成企業」という。）とする。

入札参加企業又は代表企業若しくは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業（以下「協力企業」という。）として、参加表明書において明記すること。また、入札参加グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。

入札参加者は、入札の結果、落札者として選定された場合は、入札参加企業又は、代表企業及びすべての構成企業の出資により、本事業を実施するための特別目的会社（以下「SPC」という。）を仮契約締結までに設立するものとする。なお、代表企業は、入札参加グループ中最大の出資割合を負担するものとする。

入札参加企業、代表企業、構成企業以外の者がSPCの出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じ、当該出資者による出資比率は出資額全体の50%未満とする。

(2) 各業務実施企業の参加資格要件

入札参加者及び協力企業のうち設計、工事監理、建設、維持管理及び運営の各業務に主として当たる者（事業者が設立するSPCからこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれ、
、
、
及び
の要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を実施することができる。

ただし、建設業務に当たる者及びその関連会社が、工事監理業務を行うことはできない。

設計業務を行う者

設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下に示すa及びbの要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c、d及びeの要件は、少なくとも1社がいずれにも該当すること。

- a. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b. 本市の平成19・20年度入札参加資格を有していること。

- c. HACCP (Hazard Analysis Critical Control Point) 対応施設に対する相当の知識を有していること。
- d. 平成 9 年 4 月以降に着手した延床面積 2,000 m²以上の公共施設の設計実績 (基本設計又は実施設計) を有すること。
- e. 平成 9 年 4 月以降に着手した学校給食センター又は公用若しくは公益的施設 以下「学校給食センター等」という。) における集団調理施設の設計実績 (基本設計又は実施設計) を有していること。

工事監理業務を行う者

工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c 及び d の要件は、少なくとも 1 社がいずれにも該当すること。

- a. 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b. 本市の平成 19・20 年度入札参加資格を有していること。
- c. 平成 9 年 4 月以降に着手した延床面積 2,000 m²以上の公共施設の工事監理実績を有すること。
- d. 平成 9 年 4 月以降に着手した学校給食センター等集団調理施設若しくは調理施設を有する学校又は公用若しくは公益的施設 (以下、「学校等」という。) の工事監理の実績を有していること。

建設業務を行う者

建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、少なくとも 1 社がいずれの要件にも該当すること。

- a. 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- b. 本市の平成 19・20 年度入札参加資格を有し、建築一式工事においてランク A で登録されている者であって、延床面積 2,000 m²以上の公共施設の施工実績を有していること。
- c. 平成 9 年 4 月以降に着手した学校給食センター等集団調理施設又は調理施設を有する学校等の施工実績を有していること。

維持管理業務を行う者

- a. 本市の平成 19・20 年度入札参加資格を有していること。
- b. 学校給食センター等集団調理施設又は調理施設を有する学校等において、維持管理業務の実績を有していること。

運営業務を行う者

- a. 本市の平成 19・20 年度入札参加資格を有していること。
- b. HACCP に対する相当の知識を有していること。

- c. 給食調理業務を行う者については、平成 9 年 4 月以降に学校給食センター等集団調理施設又は調理施設を有する学校等において、1,000 食/日以上調理業務の実績を有していること。
- d. 学校給食センター等集団調理施設あるいは民間施設で 3,000 食/日以上調理施設のいずれかの施設での調理業務の実務経験が 2 年以上で、かつ、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する者を、調理責任者兼アレルギー対応食調理責任者として、当該調理業務を実際に行う企業の正規職員として配置できること。

(3) 入札参加者及び協力企業の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者及び協力企業となることはできない。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画取り消し決定を受けていない場合を除く。

会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者。破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続き開始の申立てがなされている者

本市又は埼玉県から指名停止措置を受けている者

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者

本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者は、以下のとおりである。

- ・ 株式会社 建設技術研究所
- ・ シリウス総合法律事務所
- ・ 株式会社 学校文化施設研究所
- ・ 株式会社 日立建設設計

2-5（1）に示す本事業の PFI 事業者等審査委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、実施方針公表日以降に、本事業に関わって、各委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。

最近 1 年間の国税及び地方税を滞納している者

入札参加者及びそれらの協力企業のいずれかが、他の入札参加者又はそれらの協力企業として参加している者（ただし、給食配送・回収業務を実施する協力企業として本事業に参画しようとする場合には、複数の入札参加者の協力企業となることができる。）

(4) 特別目的会社（SPC）の設立等

入札参加者は、本事業に係る事業者選定の審査の結果、本事業を実施する事業者として選定された場合は、会社法に定める株式会社として本事業を実施するSPCを狭山市内設立する。

SPCの株式については、本市の事前の書面による承諾がある場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

(5) 参加資格要件確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査申請書類受付の日とする。ただし、参加資格確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業又は入札参加企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、本契約締結日までの間に、代表企業又は入札参加企業が資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しないこととする。

(6) 入札参加者及び協力企業の変更

代表企業又は入札参加企業の変更は認めないが、構成企業及び協力企業については、資格・能力上支障がないと本市が判断した場合には、追加及び変更可能とする。

2-4 入札に係る提出資料

(1) 提案書類の取扱い

著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

2-5 審査及び選定に関する事項

(1) 審査及び選定に関する基本的考え方

事業者の選定に当たり、本市に学識経験者等で構成する PFI 事業者等審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。審査委員会は、落札者決定基準や入札説明書等事業者選定に関する書類の検討を行うほか、事業者選定における次項に示す審査を行う。

審査委員会の委員は、以下のとおりである。

【PFI 事業者等審査委員会委員 委員（狭山市立第一学校給食センター更新事業）】

会 長	長 澤 悟	東洋大学工学部教授
副 会 長	山 田 洋	一橋大学大学院法学研究科教授
委 員	品 川 裕 香	教育ジャーナリスト
委 員	濱 野 良 一	狭山市副市長
委 員	門 倉 節 明	狭山市教育長

(2) 事業者の審査

事業者の審査は、資格審査及び提案審査により行う。

各審査の主な視点は、下記による。

資格審査	入札参加資格審査
提案審査	事業計画審査 設計業務提案に関する審査 建設業務提案に関する審査 維持管理業務提案に関する審査 運営業務提案に関する審査 入札参加者独自の提案に関する審査

3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3-1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについてはそれらを管理し、発生時の影響についても自らの負担で対応するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、本市がその全て又は一部を負うこととする。

3-2 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者との基本的なリスク分担の考え方は、別紙の資料 5 に示す「狭山市立第一学校給食センター更新事業リスク分担表」のとおりであるが、民間事業者からの意見を踏まえた上で、入札説明書等において提示する。

3-3 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

モニタリングの目的

本市が本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書にて提示される本市が要求するサービス水準を達成しているか否かを確認するため、モニタリングを行う。

モニタリングの時期

事業のモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時、維持管理時及び運営時の各段階において実施する。

モニタリングの方法

モニタリングの方法については、本市が提示した方法に従って本市が実施する。事業者は、本市により要求される資料等を提出することとする。

モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本市から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定及び支払時期の基準となり、要求水準書に提示される本市が要求するサービス水準を一定限度下回る場合には、支払の延期や支払減額、改善勧告、契約解除等の対象となる。

4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4-1 敷地に関する各種法規制等

本施設が立地する敷地の主な前提条件は、次のとおりである。

入間川中学校

住所：埼玉県狭山市鷓ノ木 6-46

地域地区：市街化調整区域

土地の所有：狭山市

前面道路幅員：12m

敷地面積：約 3,883 m²

法定建ぺい率：60%

法定容積率：200%

柏原小学校

住所：埼玉県狭山市柏原 1141

地域地区：市街化調整区域

土地の所有：狭山市

前面道路幅員：市道 E 第 494 号線現況 4.2m（別途、市施工で 6.2m に拡幅予定）

市道 E 第 533 号線、現況 8.3m

敷地面積：約 2,988 m²

法定建ぺい率：60%

法定容積率：200%

4-2 施設要件

(1) 基本的考え方

本施設については、衛生面及び機能面を重視し、ドライシステムの導入や汚染作業区域、非汚染作業区域の区分、調理工程別の区画化等、明確かつ明快な施設配置とし、HACCP の概念を取り入れた確実な衛生管理に対応した施設・設備とすることを基本とする。

(2) 施設機能

本事業により設置される基本的な諸室構成については、以下のものが想定される。なお、施設構成、規模、設計要件等の詳細については、要求水準書に提示する。

エリア	諸室内訳	
事務エリア	一般区域	市職員事務室
		事業者事務室
		給湯室
		多目的会議室(兼調理実演室)
		小会議室
		事務職員更衣室
		調理員更衣室
		調理員休憩室
		調理員シャワー室
		事務職員便所
		調理員便所
		外来便所
		多目的便所
		洗濯・乾燥室
		玄関ホール
		見学者スペース
		機械室・ボイラー室
		給食エリア
雑品庫		
洗剤庫		
油庫		
汚染作業区域	廃棄物庫	
	荷受室	
	検収室	
	冷蔵庫・冷凍庫	
	野菜下処理室	
	魚肉下処理室	
	卵処理室	
	食品庫	
	仕分室	
	器具洗浄室 1	
	洗浄室	
	残菜処理室	
	前室(汚染区域への入室準備)	
非汚染作業区域	煮炊き調理室	
	揚物・焼物調理室	
	和え物調理室	
	アレルギー食調理室	
	冷蔵庫・冷凍庫	
	器具洗浄室 2	
	コンテナ室	
	前室(非汚染区域への入室準備)	

5. 事業計画等又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画等又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約において定める具体的措置を行うこととする。

また、事業契約に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

6-1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解約することができる。

事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。

前2号により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

6-2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。

前号により事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

6-3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市又は事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

6-4 金融機関と市の協議（直接協定）

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結する。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7-1 法制上の措置

本事業に関する法制上の優遇措置等は想定していない。

7-2 税制上の措置

本事業に関する税制上の優遇措置等は想定していない。

7-3 財政上及び金融上の支援

事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、本市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

なお、本市は事業者に対する出資等の支援は行わない。

8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

8-1 議会の議決

市は、債務負担行為の設定に関する議案を平成 19 年第 1 回定例会に、また、事業契約の締結に関する議案を平成 19 年第 4 回定例会(12 月議会)に提出予定である。

8-2 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

8-3 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

狭山市教育委員会 教育総務課 給食センター更新担当

場 所：埼玉県狭山市入間川 1 丁目 23 番 5 号

住 所：〒350-1380

電 話：04-2953-1111(代表) 内線 5638

F A X：04-2954-6262

E-mail：kyoiksom@city.sayama.saitama.jp

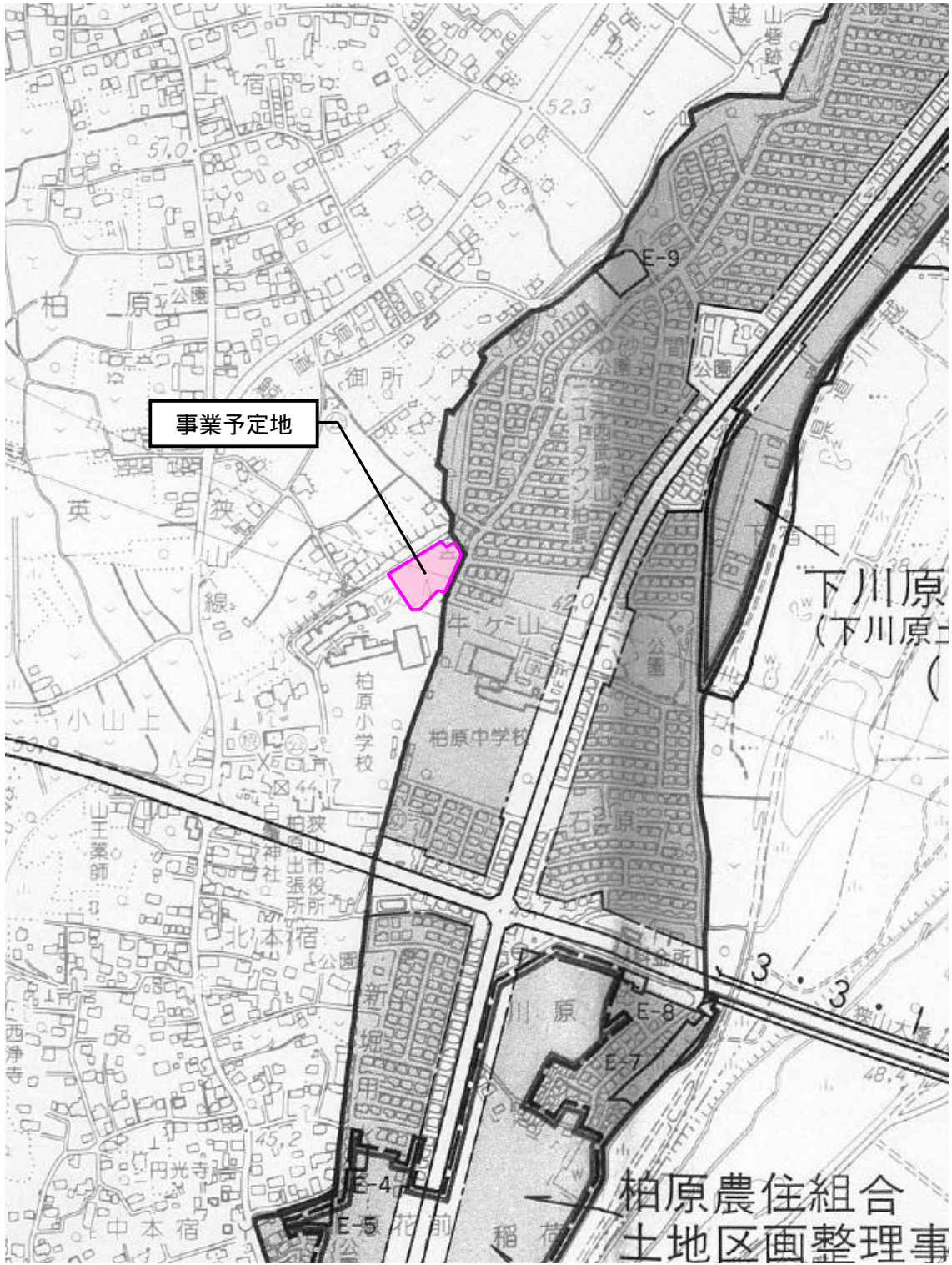
狭山市公式ホームページアドレス <http://www.city.sayama.saitama.jp/>

資料 1：事業予定地位置図

事業予定地（入間川給食センター）



事業予定地（柏原給食センター）



資料 2：配食対象校と配食数

ブロック	学校名	給食数(H21.5.1)(担任数、職員数はH18実数)								
		学級数			児童・生徒、担任、職員数					H18 コンテナ
		学級数	特殊学級数	学級数小計	児童生徒数	特殊学級人数	担任数	職員数	人数小計	
第一 学校 給食 センター	A 柏原小学校	18	0	18	626	0	18	13	657	4
	入間川小学校	15	1	16	595	2	16	13	626	3
	水富小学校	13	0	13	433	0	13	11	457	2
	笹井小学校	12	0	12	327	0	12	11	350	2
	B 奥富小学校	13	0	13	358	0	13	11	382	2
	新狭山小学校	20	2	22	706	11	22	16	755	4
	広瀬小学校	18	2	20	526	6	20	15	567	3
	入間川東小学校	17	2	19	547	9	19	15	590	3
	中 東中学校	15	2	17	537	12	17	19	585	3
	西中学校	17	2	19	637	8	19	24	688	3
入間川中学校	14	0	14	449	0	14	16	479	2	
柏原中学校	10	0	10	340	0	10	16	366	2	
給食センター職員									30	
小計		182	11	193	6,081	48	193	180	6,532	33

配食想定数		
柏原	入間川	堀兼
657		
	626	
	457	
	350	
382		
755		
	567	
590		
585		
	688	
	479	
366		
3,335	3,167	0

ブロック	学校名	給食数(H21.5.1)(担任数、職員数はH18実数)								
		学級数			児童・生徒、担任、職員数					H18 コンテナ
		学級数	特殊学級数	学級数小計	児童生徒数	特殊学級人数	担任数	職員数	小計	
第二 学校 給食 センター	A 入間小学校	12	2	14	337	5	14	13	369	3
	南小学校	17	0	17	492	0	17	12	521	3
	御狩場小学校	12	0	12	330	0	12	12	354	3
	堀兼小学校	12	0	12	306	0	12	12	330	3
	狭山台北小学校	12	0	12	278	0	12	15	305	2
	B 富士見小学校	24	0	24	847	0	24	15	886	6
	山王小学校	17	0	17	495	0	17	15	527	3
	狭山台南小学校	13	2	15	347	13	15	12	387	3
	入間野小学校	11	0	11	321	0	11	11	343	3
	中 入間中学校	9	0	9	286	0	9	16	311	2
	山王中学校	10	1	11	357	7	11	16	391	3
	堀兼中学校	15	0	15	547	0	15	18	580	3
	狭山台中学校	9	0	9	304	0	9	19	332	2
	入間野中学校	11	0	11	363	0	11	19	393	2
	中央中学校	11	0	11	364	0	11	17	392	2
給食センター職員									28	
小計		195	5	200	5,974	25	200	222	6,449	43

		369
		521
		354
		330
305		
	886	
		527
		387
		343
		311
		391
		580
		332
		393
	392	
305	1,278	4,838

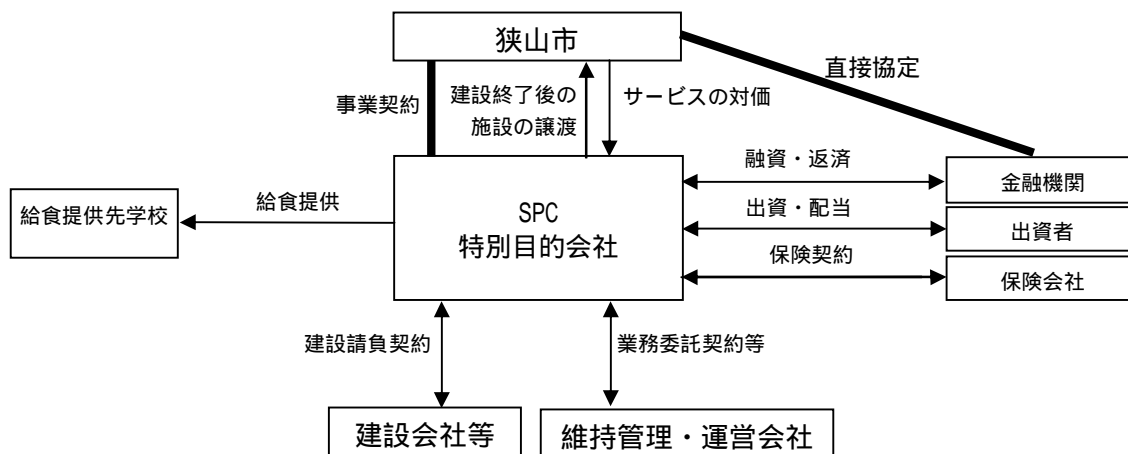
合計 12,981

12,923

集計項目	
小学校	学校数
	食数
	食数割合(%)
中学校	学校数
	食数
	食数割合(%)
合計	学校数
	食数

柏原	入間川	堀兼
5	5	7
2,689	2,886	2,831
73.87%	64.93%	58.52%
2	3	5
951	1,559	2,007
26.13%	35.07%	41.48%
7	8	12
3,640	4,445	4,838

資料 3：想定事業スキーム



資料 4：運營業務に関する役割分担

NO	業務内容	狭山市		S P C	
		栄養士等		調理責任者	調理員
1	献立の作成	献立の作成			
2	食材の調達*	食材の調達			
3	食材の検収	食材の検収			
4	調理			調理方法等の指示	
				調理の実施	
5	給食の検食			調理状況の確認	
6	給食の配送・回収			給食の配送・回収	
7	洗浄・片付け			洗浄・片付け	
8	施設の維持管理			施設の維持管理	

*米飯、パン、牛乳、デザート等委託食品の調達は、P F I 事業範囲外です。

資料 5：狭山市立第一学校給食センター更新事業リスク分担表

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	民間
1	政策転換リスク	政策転換による事業開始遅延追加費用、事業中断・事業契約解除に伴う追加費用		
2		税制リスク	事業者の利益に係る税制度の新設・変更	
3			上記以外のもの	
4	法制度リスク	本事業に直接関わる法制度の新設・変更等（許認可・公的支援制度の新設・変更を含む）		
5		上記以外のもの		
6	許認可の取得遅延・失効リスク 制度変更は法制度変更を含む。	事業者が取得すべき許認可の未取得・取得遅延・失効		
7		上記のうち、市が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		
8		市が取得すべき許認可の取得遅延・失効		
9		上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		
10	公的支援制度の獲得リスク 制度廃止や条件変更等は、法制度リスク	事業者が獲得すべき公的支援制度の獲得不可		
11		上記のうち、市が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		
12		市が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更		
13		上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		
14	共通 住民対応リスク	本事業の実施に係る周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅延、条件変更、費用の増大等		
15		事業者が実施する業務に起因するもの		
16	第三者賠償リスク	事業者の事由による第三者への賠償		
17		市の事由による第三者への賠償		
18	金利変動リスク	基準金利の設定時点までの金利変動		
19		維持管理、運営期間中の金利変動 一定周期での基準金利の見直しを予定		
20	環境保全リスク	事業者の実施すべき設計、建設業務の性能未達や瑕疵、不履行によるもの		
21		上記以外のもの		
22	物価変動リスク	運用開始までの物価変動に伴う事業者の費用の増加		
23		維持管理・運営期間における急激な物価変動（インフレ・デフレ）に伴う事業者の費用の増減		
24		上記以外のもの		
25	インフラ供給リスク	事業者の事由によるもの		
26		市の事由によるもの（市が供給元の場合を含む。）		
27		供給元等の第三者的な事由によるもの		
28	不可抗力リスク	戦争、天災、暴動等の不可抗力による事業の中断、中止に伴う設計 / 建設 / 維持管理・運営費の増加及びその他損害		

は、従分担を表す。

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	民間
29	応募書類の誤り	入札説明書等の入札関連書類の誤り		
30	募集費用リスク	市の募集実施費用		
31		事業者の応募費用		
32	資金調達リスク	契約段階での資金供給コミットの取付不能		
33	契約締結リスク	市事由による契約締結の遅延、締結不能		
34		事業者事由による契約締結の遅延、締結不能		
35	設計リスク	市が提示した条件の誤りや要求事項の変更などの指示による設計変更やそれに伴う工事費等の増大、完工遅延など(市事由によるもの)		
36		事業者の設計に係るミスや瑕疵による手戻りや費用増大、完工遅延など(事業者事由によるもの)		
37	地下埋設物	予め想定しえない地下埋設物の顕在化による対応費用の増加や完工遅延等		
38	土地の瑕疵	土地の瑕疵に起因する対応費用の増加や完工遅延等		
39	工事費リスク	建材費や人件費等の上昇(初期整備のみ対象)		
40		事業者の見積もりミスや下請け・雇用の不正行為など事業者の事由による工事費増大		
41		市の提示条件の誤りや市の指示など、市の事由による工事費増大		
42	完工遅延リスク	市の事由による完工遅延		
43		事業者(下請業者を含む。)の事由による完工遅延		
44	施設損害リスク	事業者の事由による施設の損害		
45		市の事由による施設の損害		

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	民間
46	性能リスク	施設・設備の瑕疵、維持管理・運営業務の不履行による性能未達		
47	維持管理・運営費用 上昇リスク	事業者の計画・見積の誤りなど、事業者の事由による維持管理・ 運営費用の上昇(物価変動は除く。)		
48	PFI 支払いリスク	市から事業者へのサービスの対価の支払遅延・滞納		
49	計画変更リスク	市の事由による事業条件の変更		
50	施設損害リスク	事業者の事由による施設の損害		
51		市の事由による施設の損害		
52		上記以外の第三者等の事由による施設の損害		
53	給食数増減リスク (需要変動リスク)	本市の要請により給食数増加に伴い事業者に生じた増加費用の 負担		
54		児童生徒数の減少に伴い給食数の減少による運営業務自体の 収益の増減		
55		食べ残し等による残渣の変動(本市作成の献立による影響を含 む。)		
56	異物混入リスク (食中毒リスク)	本市が実施する業務に起因するもの		
57		事業者が実施する業務に起因するもの		
58	アレルギー対応 リスク	本市が実施する業務に起因するもの		
59		事業者が実施する業務に起因するもの		
60		突発的な発症(事前の把握が困難なアレルギー物質による場合)		
61	配送及び配膳遅延 リスク	本市の責めによる配送及び配膳の遅延により本市及び事業者に 生じた増加費用・損害(事業契約解除の際の損害を含む。)の負 担		
62		事業者の責めによる配送及び配膳の遅延により本市及び事業者 に生じた増加費用の負担		
63	運搬費用増大 リスク	物価、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大 (交通事情悪化による運送費増加など)		
64	食器等破損リスク	本市が実施する業務に起因する食器等の破損		
65		事業者が実施する業務に起因する食器等の破損		
66		学校、児童生徒による食器等の破損		
67	事業の終了リスク	市の契約不履行に起因する事業契約解除		
68		事業者の契約不履行に起因する事業契約解除		
69		法令変更等、両者の事由によらない事業終了		
70	性能リスク	要求水準不適合		
71	終了手続きリスク	事業者が実施すべき終了手続きの不備によるもの		

は、従分担を表す。